

## 香川高等専門学校総務・広報室委員会規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、香川高等専門学校総務・広報室規程第 8 条第 2 項の規定に基づき、香川高等専門学校総務・広報室委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

**第 2 条** 委員会は、総務・広報室の運営等について審議する。

(構成)

**第 3 条** 委員会は、次に掲げる委員をもつて構成する。

- 一 教務主事
- 二 各キャンパス一般教育科及び各学科から選出された各 1 名の教員
- 三 総務・広報室室長
- 四 総務・広報室副室長
- 五 事務部長

(委員長)

**第 4 条** 委員会に委員長を置き、総務・広報室室長をもつて充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(専門部会)

**第 5 条** 委員会に必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、その審議内容を委員会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

**第 6 条** 委員長は、必要があるときは委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

**第 7 条** 委員会の事務は、総務課において処理する。

**附 則**

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。